

要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和 7 年 1 1 月

全国市議会議長会

指定都市協議会

会 長 大 石 浩 文

(熊本市議会議長)

目 次

1	多様な大都市制度の早期実現	1
2	地方税財源の充実確保	2
3	厚生年金への地方議会議員の加入.....	4
4	物価高への対応や感染症対策	5
5	主権者教育の推進.....	6

1 多様な大都市制度の早期実現

地方自治法の施行から75年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度となっておらず、コロナ禍においても、指定都市のポテンシャルを十分に発揮できない事例が確認された。

大都市制度については、これまで「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関しては、第30次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、未だ法的整備はなされておらず、均衡の取れた大都市制度となっていない。

こうした中、国では、昨年末に設置された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、基礎自治体による行政サービスを持続可能にするための議論や、「特別市」をはじめとする大都市制度のあり方等の議論が行われてきたところであるが、急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国のより一層の成長を実現するため、国において、更なる議論が行われるべきである。

については、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、「特別市」の法制化に向け議論を加速させるなど、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。
- 2 特に、我が国の持続可能な未来へ向けて、「特別市」の法制化を含む多様な大都市制度のあり方を次期地方制度調査会に諮問すること。

2 地方税財源の充実確保

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応したこども・子育て政策の強化や福祉・医療サービスの充実、地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

また、緊迫する国際情勢や円安等の様々な要因によるエネルギー価格・物価高騰等が地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしている。

一方で、地方財政は、依然として財源不足が生じる厳しい状況が続いており、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては令和8年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度税制改正について

- (1) 今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 指定都市の事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。
- (3) 固定資産税については、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。
新築住宅に係る減額措置その他の固定資産税の非課税、課税標準の特例、減額措置等について、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後とも大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (5) いわゆる「ガソリン暫定税率」の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響を十分に考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (6) 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (7) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地域経済の回復をはじめ、こども・子育て支援の充実など社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、デジタル化、地球温暖化対策、地域の活性化対策など地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、時限措置ではなく恒久的な措置とすること。

3 厚生年金への地方議会議員の加入

地方分権の推進に伴い、また、加速する人口減少社会や多様化する住民ニーズへの対応など、政治的・行政的課題が多岐にわたる中、地方議会の役割と責任はますます重要となっており、これらの課題の解決に向けて、何より多様な人材の地方議会への参画が求められている。

とりわけ、就業者の約9割にも達する会社員等の被用者には、多様な世代と職種、男女が共に含まれ、地方議会においてその知識と経験の活用が期待されるところであるが、地方議会の議員構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど、性別や年齢構成の面で多様性を欠く状況が続いている。

また、令和5年に実施された統一地方選挙においても、投票率の低下や無投票当選者数の増加など、住民の関心の低下や議員のなり手不足が懸念される結果となった。

これらの課題解決のため、地方議会として、開かれた議会への取組を含め種々の議会改革に努めているところであるが、多様な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要である。

そのためには、会社員が議員に転身する場合でも、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができれば、家族の将来や老後の生活を心配することなく選挙への立候補が可能となり、多様な人材の市議会への参画に大きく寄与すると考えられる。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

地方議会における多様な人材の確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を、国民の理解を得ながら早急に実現すること。

4 物価高への対応や感染症対策

国内の地域経済は、高水準の賃上げ、企業の高い投資意欲等を背景に、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、今後も物価高が継続することが懸念されている。そのような中、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇などにより、長期間にわたって市民生活への深刻な影響が生じている。

指定都市は、我が国の人口の2割を超える2,700万人以上が居住する各圏域の社会経済活動の中心である。また、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っている。このようなことから、各地域の実情を詳細に把握している指定都市が主体となり大都市部における経済の活性化や感染拡大防止策に取り組むことが我が国全体の社会経済活動と感染拡大防止の両立の成否に極めて重要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 物価高への対応に要する財政措置等

長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。

また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。

2 感染症対策に関する事務・権限の移譲

大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市の権限が依然として極めて限定的となっているため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県の権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲できるようにすること。

5 主権者教育の推進

地方議会においては、投票率の低下や無投票当選の増加、議員の性別や年齢構成の偏り、さらには議員のなり手不足など様々な課題を抱えている。

こうした課題に対応するため、指定都市の議会や三議長会では、二元代表制の一翼を担い、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化された令和5年4月の改正地方自治法を踏まえ、地方議会に対する住民の理解促進と、女性や若者など多様な人材の議会への一層の参画に向けた環境整備を積極的に進めているところである。

このような中、将来の地方自治を担う子どもたちに向けて学校で行う主権者教育は、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力を育むとともに、社会の構成員の一人として、地域の課題解決を主体的に担っていく力を培ううえで非常に重要な意義を有しており、今後は、学校・教員の負担軽減や政治的中立に配慮しつつ、より効果的な主権者教育を実現するため、学校と議会が連携を深めていくことが必要である。

よって、国においては、主権者教育の推進に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進を図るため、主権者教育を一層推進すること。
- 2 出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し、財政的な面も含め、支援を行うこと。
- 3 現在、中央教育審議会では改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記すること。